

砂川市病児・病後児保育施設設置条例

(設置)

第1条 病中又は病気の回復期にある児童の健全な育成を図るとともに、安心して子育てをすることができる環境を整備するため、砂川市病児・病後児保育施設（以下「病児・病後児保育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児・病後児保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 砂川市病児・病後児保育施設
- (2) 位置 砂川市西4条北3丁目1番1号 砂川市立病院南館1階

(事業)

第3条 病児・病後児保育施設は、第6条第1項に規定する児童の保育及び看護を行う。

(職員)

第4条 病児・病後児保育施設に、保育士、看護師その他の必要な職員を置く。

(保育時間及び休所日)

第5条 病児・病後児保育施設の保育時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、保育時間を延長し、又は短縮することができる。

2 病児・病後児保育施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(対象児童及び定員)

第6条 病児・病後児保育施設における保育及び看護（以下「病児・病後児保育」という。）の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 生後6月から小学校3年生までの児童であること。
- (2) 次に掲げる市内に開設された施設等のいずれかを利用していること。
 - ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - イ 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設
 - ウ 砂川市立病院院内保育所

エ 幼稚園

オ 学童保育所

(3) 児童の保護者の就労、傷病、出産その他やむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められること。

(4) 病状が急変する見込みは当面ないが、病中又は病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難なこと。

2 病児・病後児保育施設の定員は、3人とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の登録)

第7条 病児・病後児保育を受けようとする児童の保護者は、あらかじめ市長に利用の登録を届け出なければならない。

(利用の申請等)

第8条 前条に規定する届出を行った保護者は、病児・病後児保育施設を利用しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、その利用の承諾を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容の審査を行い、速やかに利用の可否を決定し、その結果を当該申請をした保護者に通知しなければならない。

3 市長は、利用の承諾をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、病児・病後児保育を受ける児童が、次のいずれかに該当するときは、当該病児・病後児保育の利用を中止し、又は解除することができる。

(1) 第6条第1項の要件を欠くに至ったとき。

(2) 病状が変化し、病児・病後児保育施設において対応ができないとき。

(3) 前条第3項の規定により付された条件が守られないとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(費用)

第10条 病児・病後児保育を受けようとする児童の保護者は、病児・病後児保育に要する費用として、児童1人につき、別表第1に定める額を負担しなければならない。

2 第5条第1項に規定する保育時間を超えて病児・病後児保育を受けようとする児童の保護者は、児童1人につき、別表第2に定める額を負担しなければならない。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要な費用を保護者から徴収することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定により保護者が負担すべき額を減免することができる。

5 既納の費用は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委託)

第11条 市長は、病児・病後児保育の運営に関することを、市長が適当と認めた団体に委託することができる。

(秘密保持)

第12条 前条の規定により、委託を受けた団体及びその業務に従事している者若しくは従事していた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその保護者の秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第10条関係)

児童が属する世帯の区分	利用者負担額(日額)
ア 市内に住所を有し、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
イ 市内に住所を有するア以外の世帯	2,000円
ウ 市外に住所を有する世帯	3,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市町村民税の課税額によるものとする。
- 2 市町村民税の課税額は、病児・病後児保育のあった月の属する年度(病児・病後児保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第1号及び第2号に掲げる均等割と所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)とする。

別表第2(第10条関係)

区分	利用者負担額(日額)	
	ア 別表第1のアに定める世帯	イ ア以外の世帯
午後6時15分から午後7時まで	0円	200円

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。